四日市市上下水道局告示第２号

　北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第３条の規定により、当該事業計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

　　令和７年２月12日

四日市市上下水道事業管理者　山本　勝久

１　事業計画の名称

　　北勢沿岸流域下水道（北部処理区）

２　事業計画の内容

　　事業計画書において表示する。

３　縦覧場所

　　四日市市堀木一丁目３番１８号

　　四日市市上下水道局　管理部　経営企画課

４　縦覧期間

　　令和７年２月12日　から　令和７年２月25日

（上下水道局管理部経営企画課）